

# 法律・制度 Monthly Review 2012.9

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 制度調査課  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2012年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院にて可決・成立したこと（6日）、各省庁の平成25年度税制改正要望が公表されたこと（12日）などが話題になった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○9月のLegal and Tax Report 一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック1	
日本版クラスアクションの制度案	4
○今月のトピック2	
「社債市場活性化懇談会 部会」報告公表	6
○レポート要約集	9
○9月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○9月の大和総研ウェブサイトコラム	13

## ◇9月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
6日	法律・制度 Monthly Review 2012.8 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 20
10日	総合取引所などに関する金商法改正法成立 ～2012年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 4
13日	日本版クラスアクションの制度案 ～消費者庁の「集団的消費者被害回復に 係る訴訟制度案」～	横山 淳	その他法律	P. 13
14日	早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ ～銀行が規制上の自己資本を下回った場合に発動しうる 早期是正措置の「区分」をバーゼルⅢ準拠に改正～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 4
	評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準） ～国内基準行、有価証券の評価損の 自己資本控除を免除する特例の再導入～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 3
	「第2の柱」に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正 ～コンティンジェント・キャピタル、トリガーは「普通株 式等 Tier1 比率 5.125%」に（ゴーイング・コンサーン）～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 13
	EU・フランスの金融取引税（FTT）の分析<現物取引編 2> ～EUの最新の検討状況、フランスの課税の 実施状況をアップデート～	是枝 俊悟	税制	P. 18
19日	日本版 ISA 恒久化を要望<訂正版> ～【金融庁 2013 年度税制改正要望】 公社債も申告分離課税に～	鳥毛 拓馬	税制	P. 7
25日	国外財産調書制度の見直しを要望 ～国内金融機関で管理される有価証券は 対象から除くよう要望～	鳥毛 拓馬	税制	P. 7
	「社債市場活性化懇談会 部会」報告公表 ～期待されるレポーティング・コベンツの活用～	吉井 一洋	金融制度	P. 13
	経産省、事業承継税制の要件緩和を要望 ～2013 年度経済産業省税制改正要望(2) 中小企業関連施策～	是枝 俊悟	税制	P. 14
26日	経産省、車体課税の大幅減税を要望 ～2013 年度経済産業省税制改正要望(1)～	是枝 俊悟	税制	P. 10

## ◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4日	◇金融庁、「AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集について」を公表（10月4日まで意見募集）。 ◇金融庁、「投資一任業者に対する一斉調査（これまでの第2次調査の内容）」を公表。
6日	◇「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院にて可決・成立（12日に公布）。 ◇金融庁、「保険会社に対するERMヒアリングの結果について」を公表。
7日	◇法務省法制審議会、「会社法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申。 ◇金融庁、フランス健全性監督庁との間で監督上の協力に関する書簡の交換を2012年7月に行った旨を公表。 ◇IASB（国際会計基準審議会）、一般的なヘッジ会計の再見直し案を公表。
7日前後	◇各省庁、平成25年度予算概算要求および平成25年度税制改正要望を財務省に提出。
8日	◇第180回通常国会が閉会。
12日	◇財務省、「平成25年度一般会計概算要求額」を公表。 ◇政府税制調査会、各省庁の「平成25年度税制改正要望」を公表。
14日	◇IOSCO（証券監督者国際機構）、金融市場の指標に関する代表理事会レベルのタスクフォースを設置したことを公表。 ◇第17回銀行監督者国際会議において、バーゼル委の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」の改訂版が承認される。
18日	◇日証協、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の施行日を2012年10月1日に定めることを公表。 ◇日証協、「コベナンツモデル（参考モデル）」を公表。
19日	◇日証協、「個人投資家の証券投資に関する意識調査（結果概要）」を公表。
20日	◇バーゼル委、「2011年12月31日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表。
21日	◇民主党代表選挙の投開票が行われ、野田首相が民主党代表として再選される。 ◇「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布（同日施行）。退職給付に係る科目の表示規定の整備及び様式の改正など。 ◇金融庁、「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』等の一部を改正する件について」を公表（同日適用）。
24日	◇東証、「平成23年度従業員持株会状況調査結果の概要について」を公表。
25日	◇「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布（2013年1月1日施行）。信用取引の保証金の算定基準を緩和。 ◇金融庁、「官民ラウンドテーブル」を開催。我が国企業・金融機関の国際展開の拡充などについて、官民双方の実務家がアドホックな作業部会を作り、自由闊達に議論を深めて行くことが合意される。
26日	◇自民党総裁選挙の投開票が行われ、安倍元首相が自民党総裁に選出される。
28日	◇内閣官房・金融庁、「休眠預金に係る調査（フィージビリティ・スタディ）結果について」を公表。

## ◇今月のトピック 1

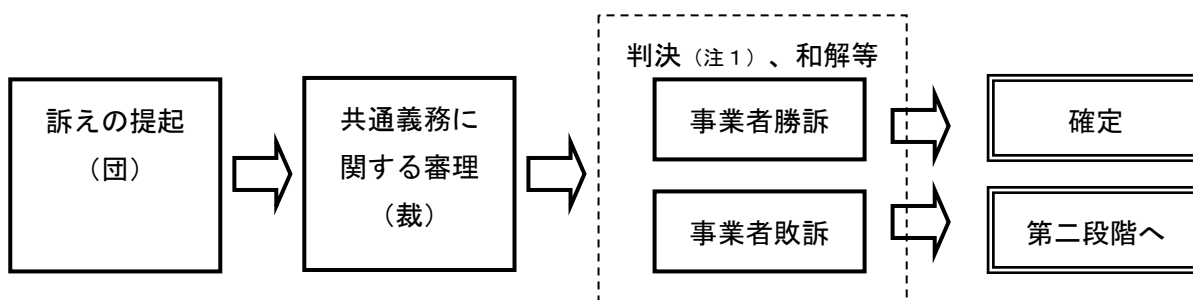
## 日本版クラスアクションの制度案

2012年9月13日 横山 淳

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第一段階（共通義務確認訴訟）の流れ



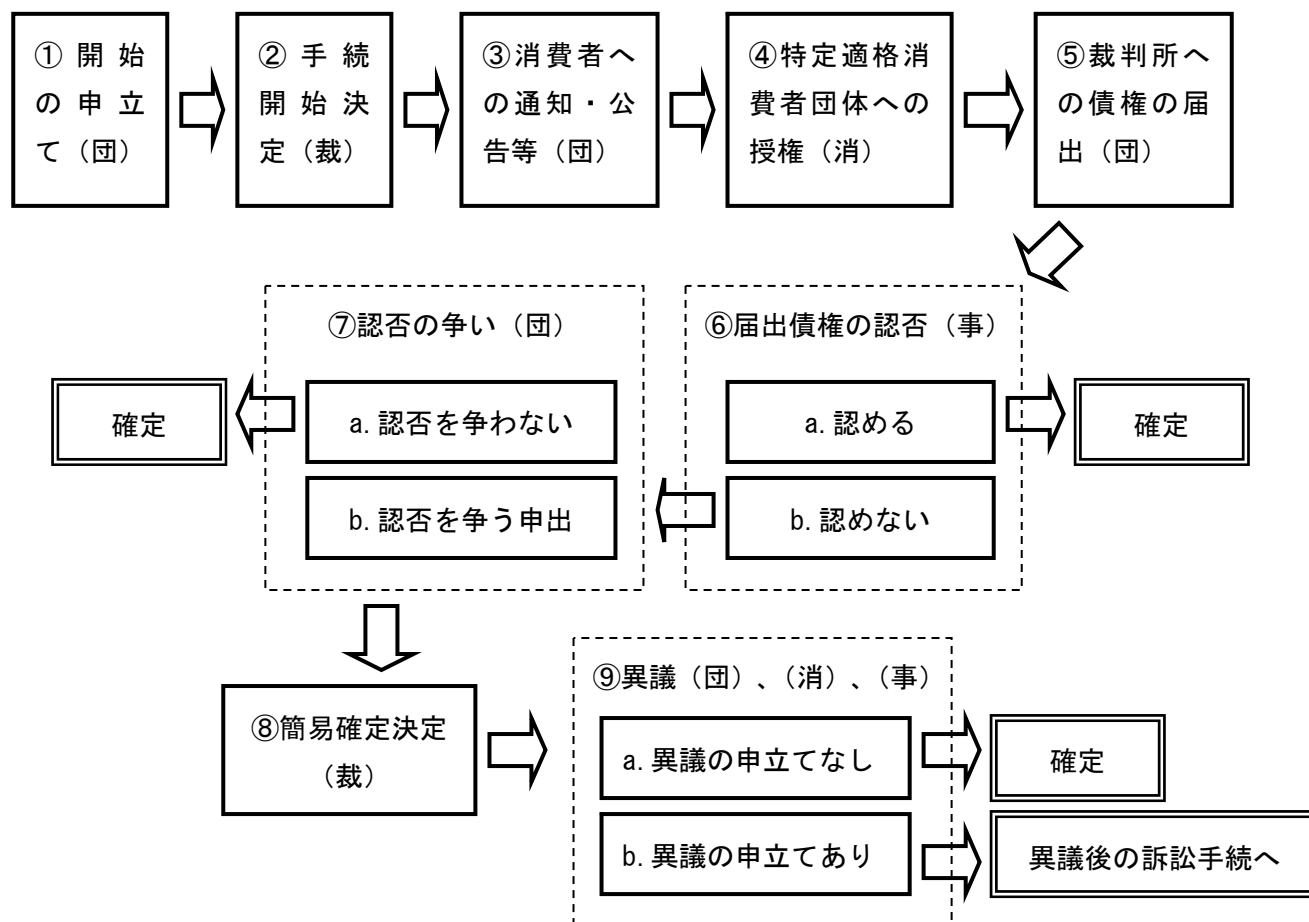
(注1) 判決に対して、上級審に上訴することは可能だと考えられる。

(注2) 図中の略号の意味は次の通り。

(団) : 特定適格消費者団体 (裁) : 裁判所

(出所) 「制度案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第二段階（簡易確定手続）の流れ



(注) 図中の略号の意味は次の通り。

(団) : 特定適格消費者団体、(消) : 消費者、(事) : 事業者、(裁) : 裁判所  
(出所) 「制度案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇今月のトピック 2

## 「社債市場活性化懇談会 部会」報告公表

2012年9月25日 吉井 一洋

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12092501financial.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 社債市場活性化に向けて（2010年6月）で指摘された課題と対応方法

2010年報告書で指摘された課題		対応方法
I.発行市場	1.証券会社の引受審査の見直し等	第1部会で検討
	2.社債の発行条件の決定手続の整備(POT方式の導入等)	関係者の協力を得て課題の洗出し・検討を進める。
	3.デフォルトリスク等への対応	
	3-1 コベンツの付与及び情報開示等	第2部会で検討
	3-2 社債管理のあり方等	第3部会で検討
II.流通市場	1.社債の価格情報インフラの整備等	第4部会で検討
	2.社債のレポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充	関係者の協力を得て課題の洗出し・検討を進める。
III.市場インフラ及び市場慣行	1.税制	
	(1)非居住者の社債利子の非課税措置の定着化に向けた取り組み	非課税措置の周知徹底と制度の恒久化に向けた働きかけ
	(2)金融所得課税一体化に向けた社債利子等の取扱い	実現に向けた働きかけ
	2.社債の投資教育、社債市場に関する基礎データの整備及び社債IRの推進等	日本証券業協会が必要な措置を講じる。
	3.社債市場の国際化の推進とアジア等との連携強化	ABMI(アジア債券市場育成イニシアティブ)への協力・支援の継続等

(出所) 社債市場の活性化に向けて(平成22年6月22日 日本証券業協会 社債市場の活性化に関する懇談会)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 社債のコベンツモデル

(1)追加負担制限コベンツ(インカランス・コベンツ)	①負債の制限 ②担保提供制限 ③配当等制限 ④支払制限 ⑤資産の処分に関する制限 ⑥セール・アンド・リースバック制限 ⑦合併等の制限 ⑧Change of Control条項(大株主の異動による償還) ⑨子会社・関連当事者に関する制限
(2)財務維持コベンツ(財務メンテナンス・コベンツ)	①純資産額維持 ②自己資本比率維持 ③利益維持 ④負債額維持、負債比率維持 ⑤インタレスト・カバレッジ・レシオの維持 ⑥有利子負債/EBITDA倍率の維持 ⑦有担保負債比率維持 ⑧格付維持
(3)レポーティング・コベンツ	①コベンツ充足についての代表取締役等による証明書の提出 ②特定の事象が発生した場合の社債権者への迅速な報告 ③コベンツの対象となる財務指標の定期的な報告

(出所)社債市場活性化懇談会第2部会 コベンツモデル(参考モデル)(平成24年9月18日)

図表 3 「社債市場活性化に関する懇談会 部会」の経過報告で提案された開示内容

考え方	<p>◇投資家が、社債と他の債務との関係を具体的に判断できる情報を継続的に開示</p> <p>◇「重要な情報」について簡潔に記述</p> <p>◇企業による判断の恣意性やバラツキを抑制する観点から、開示の必要性、開示方法・内容等に関するガイドラインを提示</p>
有価証券報告書における継続開示	<p>◇「重要性がある」と判断されるコベナンツについては、有価証券報告書の(連結)貸借対照表の注記事項として下記を開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コベナンツの具体的な内容:維持すべき財務比率等の数値、抵触した場合に求められる対応(他の債務にも影響が及ぶ場合にはその範囲や内容)を含む</li> <li>・当該コベナンツが付されている債務の種類、残高、最終弁済期限</li> </ul> <p>◇開示対象となるコベナンツは、維持すべき一定の財務比率等の条件に抵触した場合や債権者が要求した場合に、当該債務の弁済期限を繰り上げなければならないもの又は担保提供を強制されるものに限定</p> <p>◇数値基準を設定(当該コベナンツによって弁済期限の繰り上げや担保提供が強制される可能性のある債務の総額が(連結)資産総額の10%以上である場合は、原則として、「重要性がある」とみなすなど)</p>
臨時報告書における開示	<p>次の事項が発生し、それが「重要性がある」と判断される場合に、速やかに、臨時報告書によりその内容を開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a.新たな債務の受入れ(有価証券届出書等の開示書類を提出して発行される社債を除く)</li> <li>b.既存の債務に対する新たな担保提供等</li> <li>c.既存の債務に対する新たなコベナンツの付与、又は既存のコベナンツの内容変更</li> </ul>
社債発行時のコベナンツの開示の充実	<p>◇発行登録書の有効期限経過後はコベナンツも含んだ発行条件の確認・閲覧ができなくなる状況を改善するため、社債が償還されるまでの間は、EDINET上で発行登録書及び発行登録追補書類を閲覧できるよう検討が必要</p> <p>◇「コベナンツ」の内容を投資家に事前に周知する必要があるときは、(発行登録追補書類ではなく)予め発行登録書上に開示しておく。</p> <p>◇既存の債務に付されている「コベナンツ」の内容については、有価証券届出書において有価証券報告書に準じて開示する。</p>

(出所)「社債市場活性化懇談会 部会」検討状況について(2)(平成23年7月6日)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 社債管理者制度の見直し案

A案		機関投資家向け（社債単位1億円以上（会社法702条））	個人向け（社債単位1億円未満（会社法702条））
高格付社債	社債管理者不設置債（FA債）		新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の社債管理者制度の下での社債権者の機能が実質的に維持されるよう措置を講じる。 〕
低格付社債	新しい「社債管理者」設置債 ① 会社法において社債管理者に最低限求められる機能を定める。 ② 個別案件毎に、発行会社や社債投資家のニーズに合わせて、社債管理委託契約に社債管理の内容を具体的に定める。		新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の社債管理者制度の下での社債権者の機能が実質的に維持されるよう措置を講じる。 〕

B案		機関投資家向け（社債単位1億円以上（会社法702条））	個人向け（社債単位1億円未満（会社法702条））
高格付社債	社債管理者不設置債（FA債）		社債管理者設置債 〔 現行の社債管理者制度を維持する。 〕
低格付社債	新しい「社債管理者」設置債 〔 現行の会社法で定める社債管理者の権限を限定・具体化し、義務の具体的な内容の明確化を図る。 〕		社債管理者設置債 〔 現行の社債管理者制度を維持する。 〕

（出所） 日本証券業協会「社債市場の活性化に向けた取組み（平成24年7月30日）」36頁、37頁



## ◇レポート要約集

### 【6日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2012.8 ～法律・制度の新しい動き～

2012年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、法務省法制審議会が「会社法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめたこと（1日）、社会保障・税一体改革関連8法が可決・成立したこと（10日）、東証グループによる大証株TOBの結果が公表されたこと（23日）などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12090601law-others.html>

### 【10日】

#### 総合取引所などに関する金商法改正法成立 ～2012年金商法改正関連シリーズ～

2012年9月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院本会議で可決され、成立した。

主な改正事項としては、インサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し、いわゆる総合取引所の実現に向けた制度整備、店頭デリバティブ規制の整備などが盛り込まれている。

インサイダー取引規制、課徴金制度については、公布日から1年以内の政令指定日、総合取引所については1年6ヶ月以内の政令指定日、店頭デリバティブ規制については3年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12091001securities.html>

### 【13日】

#### 日本版クラスアクションの制度案 ～消費者庁の「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」～

2012年8月、消費者庁は、「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）の制度案をとりまとめた。

2011年に公表された専門調査会報告書や、制度骨子を踏まえて、いわゆる二段階型の訴訟制度が採用されている。具体的には、手続を二段階に分け、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づく義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。

二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。

今後、この制度案を踏まえて、法案化が進められるものと思われる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>

## 【14日】

### 早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ ～銀行が規制上の自己資本を下回った場合に発動しうる早期是正措置の「区分」を バーゼルⅢ準拠に改正～

2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制に関して、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）における自己資本比率を下回った場合に発動する是正措置（早期是正措置）に関する省令等の一部改正（改正早期是正措置）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）。

改正早期是正措置は、バーゼルⅢを踏まえた「告示」の改正が、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から適用されることを受けて、従来の早期是正措置が定める「自己資本の充実の状況に係る区分」（区分）を見直すものである。

具体的には、国際統一基準行に対する早期是正措置に係る区分のみを見直すものであり、国内基準行に係る区分や早期是正措置の内容は変更されていない。

改正早期是正措置は、2013年3月31日より適用される。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091401financial.html>

### 評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準） ～国内基準行、有価証券の評価損の自己資本控除を免除する特例の再導入～

2012年6月29日、金融庁は、バーゼル規制に関して、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（新特例）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）。

新特例は、2008年11月12日に施行され、2012年4月1日に失効した、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（以下、「旧特例」）の一部を再導入するものである。

具体的には、国内基準行について、有価証券の評価損（その他有価証券評価差損）を、自己資本の基本的項目（Tier1）から控除しないこととしている（本則では税相当額控除後の評価損をTier1から控除）。

新特例は、2012年6月30日より施行されており、2014年3月30日まで効力を有する。

このように、新特例の期限が「2014年3月30日まで」とされていることから、新特例は2014年3月末（31日）の決算には適用されない。

そのため、各決算期時点における自己資本比率の算定における新特例の適用については、2014年3月末の決算の直前の決算期までとなる点に留意されたい。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>

### 「第2の柱」に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正 ～コンティンジェント・キャピタル、トリガーは「普通株式等 Tier1 比率 5.125%」に （ゴーイング・コンサーン）～

2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制に関して、主に国際統一基準行を対象として、「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督指針（本稿では説明の便宜上「主要行等向けの総合的な監督指針」に限定）の一部改正（改正監督指針）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）。

改正監督指針では、主に、(1) 自己資本の充実度の評価、(2) コンティンジェント・キャピタル条項、(3) 償還又は買戻しのための資本調達（再調達）、(4) 「意図的持合い」の範囲、(5) 資本バッファ・流動性比率・レバレッジ比率、(6) 保証及びクレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減手法に関連する項目等が明確化されている。

(1) では、普通株式等 Tier1 資本の調達がその他包括利益累計額に過度に依存しないよう求めている。

(2) では、コンティンジェント・キャピタル条項のゴーイング・コンサーン水準を、普通株式等 Tier1 比率 5.125%以上に設定すべき旨明らかにしている。

(4) では、ダブル・ギアリングの対象となる「意図的持合い」の範囲として、「相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとしている」ことを明確化している。

(5) では、「告示」の改正（2012年3月30日）には反映されていないバーゼルⅢの合意事項に向けた体制整備の必要性を明確化している。

(6) では、保証やクレジット・デリバティブを用いた規制裁定を防止すべく、銀行及び監督当局に対して一定の考慮を要請している。

改正監督指針は、2013年3月31日から適用される。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>

## EU・フランスの金融取引税(FTT)の分析<現物取引編 2>

### ～EUの最新の検討状況、フランスの課税の実施状況をアップデート～

欧州委員会（欧州委）では、あらゆる金融商品やデリバティブの取引について、取引額に応じた税を課すFTT（Financial Transaction Tax）の導入を検討している。また、フランスでは、上場株式の取引額に応じた税を課すFTTが、2012年8月から導入された。

現物の株式や債券などの取引に対して、取引額に応じて課税するスキームには、英国の印紙税等、日本のかつての有価証券取引税などの例がある。これらのスキームと比較することにより、現物取引に対する欧州委のFTT案とフランスのFTTについて考察する。

当初、フランスのFTT（現物部分）の課税スキームは英国の印紙税等に似ているものと考えられていた。しかし、実際に実施された課税スキームは、預託証券に対しても課税しうる、国外での取引に対しても課税するというものであり、英国の印紙税等とは大きく異なるものであった。納税のしくみや課税対象取引の判定などが未だ明確化されていない（または十分に周知されていない）模様で、欧州の証券市場に混乱を起こしている。

※本稿は6月7日発表の拙稿「EU・フランスの金融取引税（FTT）の分析<現物取引編>」を改訂したものである。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091401tax.html>

## 【19日】

### 日本版ISA恒久化を要望<訂正版>

#### ～【金融庁2013年度税制改正要望】公社債も申告分離課税に～

金融庁は、2012年9月7日に2013年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち金融証券税制の抜本の見直しとして注目されている「日本版ISAの恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」について概説する（他の要望項目については、後日公表するレポートにて概説する）。

日本版ISAは、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられることに合わせて、2014年1月から導入される。金融庁は、日本版ISAについて、投資可能期間を現行規定の2014年から3年間だけではなく、恒久化することを要望している。一方で、非課税維持期間は、現行規定の10年間から5年間以上に短縮することが想定されている。要望が実現すれば、最大非課税投資総額は現行規定の300万円から500万円以上となる。

一方で、金融庁は、経済金融情勢が急変した場合には、10%税率の適用期限を2014年以降も延長することを要望している。延長が実現した場合には、再度、日本版ISAの開始時期も延期されることになろう。

また、債券、公社債投信を金融所得課税一体化の対象とし、課税方式を申告分離課税方式に変更することも求めている。金融機関における債券の損益通算に係るシステム対応を考慮し、損益通算の施行は2016年1月が想定されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>

## 【25日】

## 国外財産調書制度の見直しを要望

## ～国内金融機関で管理される有価証券は対象から除くよう要望～

金融庁は、2012年9月7日に2013年度税制改正要望項目（以下、要望）を公表した。本稿では、要望のうち「日本版ISAの恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」以外の主な要望項目について概説する（これらの項目のレポートについては既に公表済みである）。

要望では、国外財産調書制度の見直しとして、「国外財産」とされる有価証券の範囲から、「国内金融機関において管理されるもの」を除外することを求めている。要望が実現すれば、わが国の投資家が国内の証券会社、銀行などの金融機関を通じて購入した、外国株式、外国株式投資信託、外国債券、外国公社債投資信託などを合計5,000万円以上保有していても国外財産調書を提出する義務はなくなることとなる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092501tax.html>

## 「社債市場活性化懇談会 部会」報告公表

## ～期待されるレポーティング・コベンツの活用～

2012年7月30日に日本証券業協会が「社債市場の活性化に向けた取組み」を公表した。

日本証券業協会では、社債市場の活性化に関する懇談会を設け、2009年から検討を始めた。2010年6月に、一旦、報告書を取りまとめ、その後、4つの部会を設けて検討を続けてきた。4つの部会では、第1部会が証券会社の引受審査の見直し等、第2部会がコベンツの付与及び情報開示等、第3部会が社債管理のあり方等、第4部会が社債の価格情報インフラの整備等を検討した。

第1部会、第4部会は相応の成果を挙げ、検討結果の実施に向けた取組等が行われているところである。第2部会、第3部会は重要な課題を積み残したまま、現段階で可能な範囲での対応を示している。

第2部会では、コベンツの情報開示について、新たな開示を義務付けることへのコンセンサスを得るには至らず、現行制度下での情報開示促進のため、日証協が事例集等を作成・例示することとされた。他方で、同部会では社債権者への「レポーティング・コベンツ」を提案しており、社債権者への情報開示における有効活用が期待される。

※ 本稿は、月刊資本市場9月号に寄稿した原稿（タイトルは同名）を基に作成した。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12092501financial.html>

## 経産省、事業承継税制の要件緩和を要望

## ～2013年度経済産業省税制改正要望(2)中小企業関連施策～

2012年9月7日、経済産業省は2013年度税制改正要望を公表した。

経済産業省は、中小企業者等の法人税率の引き下げ（15%→11%）、事業承継税制の適用要件の緩和、小規模会社の土地の相続税減額特例の創設、商業・サービス中小企業活性化税制の創設、少額償却資産の固定資産税非課税措置の創設などを要望している。

今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092502tax.html>

## 【26日】

**経産省、車体課税の大幅減税を要望  
 ～2013年度経済産業省税制改正要望(1)～**

2012年9月7日、経済産業省は2013年度税制改正要望を公表した。

経済産業省は、自動車取得税と自動車重量税の廃止、新規に取得した「機械及び装置」に対する固定資産税の非課税化、研究開発促進税制の再拡充、法人実効税率の引き下げなどを要望している。

今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092601tax.html>

## ◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
月刊資本市場 (9月号)	「社債市場活性化懇談会 部会」報告発表 —期待されるレポート・コベナンツの活用	吉井 一洋
週刊金融財政事情 (9月17日号)	「シャドバンキングと銀行の規制格差は除去されるか～規制の枠組みに関する国際的議論の動向」	鈴木 利光
Financial Adviser (10月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.19 「改正消費税法の成立」	鳥毛 拓馬
日経ヴェリタス (9月23日付 57面)	金融庁の2013年度税制改正要望について コメント	吉井 一洋

## ◇9月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
9月10日	IFRSは製造業に向かないのか <a href="http://www.dir.co.jp/publicity/column/120910.html">http://www.dir.co.jp/publicity/column/120910.html</a>	鳥毛 拓馬
9月11日	ハード・ローか、ソフト・ローか、それが問題だ。 ～社外取締役の選任義務化見送りを巡る「要綱案」雑感～ <a href="http://www.dir.co.jp/publicity/column/120911.html">http://www.dir.co.jp/publicity/column/120911.html</a>	横山 淳
9月18日	消費税率10%で「個人間取引」が増える？ <a href="http://www.dir.co.jp/publicity/column/120918.html">http://www.dir.co.jp/publicity/column/120918.html</a>	是枝 俊悟